

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度予算 1,500百万円 (2,000百万円)】
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量 (Scope3) の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業 (中小企業等) が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件 :

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象 : 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率 : 中小企業1/2

大企業1/3 (「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2)

補助上限額・事業期間 : 15億円 (1事業者につき)、最大3カ年

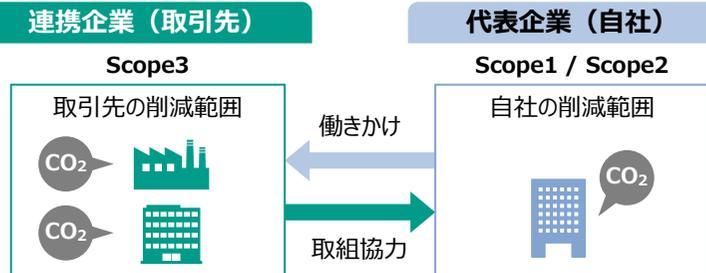
3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業 (補助率 : 1/2、1/3)
- 補助対象 : 民間事業者・団体
- 実施期間 : 令和7年度～

4. 事業イメージ

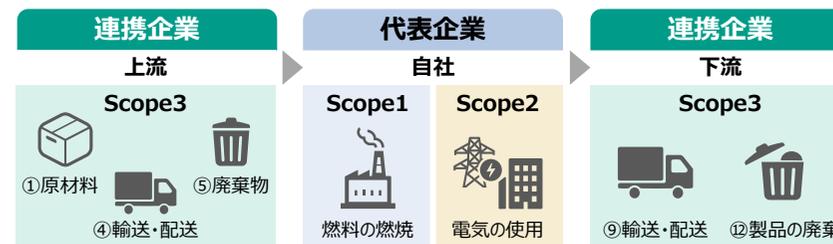
良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量 (Scope1・Scope2) を含め、連携企業の温室効果ガス排出量 (Scope3) の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3のカテゴリーを示す